

第
1回

シリーズ事業承継



税理士 三枝 寛和

はじめに

「シリーズ事業承継」を始めさせていただいたのは、平成27年度からの相続税改正にも伴い事業承継について特にご質問が多くなったのが要因です。一言で事業承継と私達は言いますが、私達の仕事範疇である税金の計算はほんの一部分で、大部分は人間の感情であったり、人間自身考え方の問題であったり、法律では民法、会社法の問題であったりと広範囲に及びます。

会計人が書いた税金中心の書籍は多く出ていますが、上記の問題を総合的に書かれた書籍は少ないと感じています。私自身これらを整理する意味で今回シリーズ事業承継を始めさせていただきました。

今回初めての試みですので、是非お読みになられた皆様方のご意見お待ちいたしております。

事業承継とは

事業承継は中小企業にとっては大きな経営課題です。中小企業にとっての事業承継はオーナー企業の経営者が後継者に事業を継がせることです。後継者は親族内に限らず、従業員ないし会社外から選ぶこともあります。

事業承継対象となるのは

- ①事業に係る経営そのもの 経営権、経営基盤、経営ノウハウ
- ②事業に係る資産 自社株式、事業用資産、のれん等

事業承継の目的

①事業の発展、存続

事業承継を円滑に進めることは事業の発展、存続という目的を達成させるために大きく貢献します。企業価値が向上し、従業員の雇用を確保・拡大し、継続企業として社会貢献できることになります。

②同族資産の保全、繁栄

相続の発生等により事業承継を円滑に行うことは自社株の分散を防ぎ、経営の安定化に繋がります。

事業承継で起こり得る問題

- ①後継者の不在、能力不足
- ②自社株式分散による経営権の不安定化
- ③高額な納税負担

以上のような問題があります。解決するには長期的対策が不可欠になります。

事業承継フローチャート

<事業承継の方法を決定するためのフローチャート>

(1) 現状の分析



(2) 事業価値源泉の分析把握(事業承継に係る資金、納税の分析)



(3) 事業価値の源泉は現状のままで承継は可能か



(4) 事業承継環境の整備



(5) 承継のための仕組み作り(経営計画の確認、企業の財務状況、経営計画の立案)



(6) 後継者の選定

- ① 親族内承継
- ② 親族外の役員・従業員への承継
- ③ 第三者への売却などを検討
- ④ 後継者決定へ



(7) 本格的な事業承継事務に入る

具体的には……

経営権の承継方法策定

経営の方法策定

遺言の作成

自社株評価

自社株対策

納税資金準備

遺留分の対策

後継者の資金調達等